

議案第50号

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について
佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めます。

令和4年9月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年佐野市条
例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

理 由

育児参加のための休暇の対象期間を拡大するため本条例を改正したいの
で提案するものです。

議案第50号参考資料

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第1 (第14条関係)		別表第1 (第14条関係)	
休暇の原因	休暇を与える期間	休暇の原因	休暇を与える期間
(略)	(略)	(略)	(略)
13 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日の範囲内の期間	13 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)	(略)